

明治期博覧会における審査基準の変化点

— 繭糸織物陶漆器共進会 —

大庭 (赤羽) 光

The starting point of standards for National Industrial Exhibition at Meiji Period
“Review of standards in textile at five products exhibition in 1885”

Hikaru OBA (AKABA)

The purpose of this paper is to shed light on standards at a competitive exhibition of textile products held in 1885 and show that the standards in question are a starting point of standards adopted at all of the following exhibitions including National Industrial Exhibitions. First we will review the detail of standards adopted at the exhibition in 1885, compare these to the standards adopted at exhibitions held before 1885 and show the difference between them. Second, we will show from historical documents and historical materials that the standards in question are core of standards adopted at the following exhibitions including all National Industrial Exhibitions.

キーワード：Standards (審査) 基準, National Industrial Exhibitions 内国勸業博覧会

はじめに

本研究は、明治18年に開催された繭糸織物陶漆器共進会¹⁾が、後に開催された博覧会審査へ段階的な変化を遂げさせた分岐点であることについての論考である。

明治期、富国強兵をめざすべく政府は殖産興業政策に力を入れた。内国博はこの政策にとって重要な会であり、明治35年までに規模を拡大しながら計5回開催された。第一回内国博は明治10年に開催され、以後、博覧会より規模の小さい共進会ⁱⁱ⁾が日本各地域で本格的に開かれたⁱⁱⁱ⁾。

共進会の先行研究は博覧会と比較すると数が少なく、検討も博覧会の研究に付随しておこなわれてきた傾向にある。一方、博覧会の先行研究は、史学・経済学・博物学や産業学などの諸分野からより細かな点にまで検討が及んでき

た。本論考で主軸となるのは、清川 (1995) と國 (2005) による検討である。

清川 (1995) は経済史の立場から内国博および共進会が日本の技術的發展に寄与したという論考をおこない、博覧会が評価機能と公示効果という本質的機能を有していると提示した。

國 (2005) はこれまで詳細に論考されてこなかった内国博を史的立場から論じ、明治期開催の内国博の全貌を明らかにした。

そこで本研究では両氏の博覧会研究に依拠し、博覧会・共進会の機能の変化を、特に、評価機能の一部である審査評語の変遷を通じ、筆者がこれまで研究をしている織物製品に的を絞り、探ることとする。

I 博覧会とは

I-1 内国勸業博覧会の機能

清川 (1995, p247) によると、内国勸業博

覧会が開催され、明治期の社会に受け入れられた背景には二つの本質的な機能を有していた。ここでは清川の指摘した評価機能と公示効果について説明をおこなう。

評価機能とは、出品物に対して審査と評価を行い、それを通じて出品者間の競争を促し、ひいては品質の全体的な向上や生産方法の改善を実現する機能である。

もう一方の公示効果については、出品物や参考品の展示を通して、製品・生産物に体化されている技術情報を縦覧者および出品者相互間に拡散しかつ共有化させることによって市場の形成・拡大を図る広告効果的機能である。これらの機能については、共進会でも同様のことがいえる。

しかし、出品された製品が市場の形成・拡大という博覧会とは異なる場所で公示効果（広告効果）を十分に発揮するためには、その前段階として「審査」で高評価を得ることが重要な課題となってくる。筆者はこれまでに、清川の指摘する公示効果について、ひとつの織物工場をモデルケースとし、地方織物業が博覧会をどのように利用してきたか論じてきた^{iv)}。前稿^{v)}および前々稿^{vi)}でも、特に公示効果の発揮にあたっては審査がその明暗に左右することを指摘した。

I-2 審査規定の変化と明治23年第三回内国博の重要性

そこで、國（2005）による研究を基に、内国博における審査方法（評価機能）の変化を検討した。

同書によると、明治14年に開催された第二回内国博までの審査方法は専門分野外の官吏教授によって評価が下され、出品製品に対する評価というよりも、出品という行為そのものに対し評価が下されていた。しかし、明治23年開催の第三回内国博では審査方法が大きく変化し、旧来の博覧会と比較しても格段に審査の基準が細かくなり、製品に対して評価される観点が明確

になった。同時に、民間の商業に詳しい人間や、工場長など技術的な評価ができる人間を選定し、審査官に加えた。

第三回内国博は審査の変化のみではなく、開催前から開催後まで、社会の多方面へ影響を与えた。それは旧来の博覧会とは大きく異なる点が存在したからである。同書では、政府の博覧会に対する力の入れ方が旧来より強くなったことや、特許法や意匠条例を社会へ広く認知させた事例を挙げている。さらに、中川（2010）の研究では、美術の部の中に織物・縫物が分類として加わったことを挙げ、第三回内国博が美術染織の概念創出後、はじめて明確な分類と認知されたことを取り上げている。

これら先行研究による見解は広く知れ渡り、第三回内国博は内国博の中でもターニングポイントとされる会であった、と言われている。

I-3 問題提起

明治23年の第三回内国博覧会において、審査基準に大きな変化がみられる、との見方が学会の通説である。具体的には、基準が明確化され、審査官に民間人が加わるといった顕著な変化が、第三回内国博の審査基準からみられるとされている。さらに清川（1995, p246）の指摘するところによると、内国博及び共進会の審査基準は過去に開かれた博覧会ないし共進会の審査をモデルとし、忠実に準じた形で行われていた、と考えられている。ただ、こうした見方の背景には、第三回内国博覧会における審査基準が、従来の審査基準から一足とびに変化したとの見方が暗黙裡に存在しているように、筆者には思われる。しかしながら、筆者は、博覧会及び共進会の審査基準の変遷を追っていく過程で、こうした変化が、第三回内国博で突如として生じた変化であるとの見方に疑問を抱いた。なぜなら、第三回内国博の審査評語や審査観点などは、既に十分洗練されており、過去に同様の審査基準を用いた実績があることをうかがわせるためである。

明治期博覧会における審査基準の変化点

そこで、こうした変化は、内国博同士の間で政府主体でおこなわれていた共進会に端を発するのではないかといった見解の下、検討を進めていく。特に今回は明治18年、繭糸織物陶漆器共進会にその萌芽はみられるのではないかと、との問題意識の下、論考を進めていくこととする。

II 繭糸織物陶器漆器共進会とは

第三回内国博は当初、明治18年に開催予定されていた。しかし、財政上の問題から規模の大きい内国博の開催は不可能と判断され、当初の予定は延期となり、「輸出入ニ関シ最重要品ニシテ、目下奨励ヲ緊急トスル繭糸布帛陶漆器共進会」^{vii)}(西郷従道「第三回内国勸業博覧会延期及繭糸其他共進会開設之義上申」1883年5月29日「公文録」1883年7月、農商務省一、2A-10-公3567)を開催することとなった。

繭糸織物陶漆器共進会が開催されると府県に布達されたのは2年前の明治16年である。布達を受け、各地方に在籍している製品選定をおこなう地方官は、心得として下記の点に留意し、製品を選定するように伝えられた。

第一條 本会開設の趣旨は務めて有益にして
 実用に適する物品の改進増殖を計り内
 需用を足し外輸出を盛にするに在り故
 に観美虚飾を主とする物品は之を出品
 せしむへからず
 (法令全書 明治十六年 地方官心得
 より抜粋)

この規約から、繭糸織物陶漆器共進会はあくまで実用に目を向けた共進会だったことが確認できる。

II-1 繭糸織物陶器漆器共進会審査の概要

『明治前期産業発達史資料第10集(2)』を参考に繭糸織物陶器漆器共進会の審査について検討すると、この共進会では旧来の博覧会とは異な

った審査方法をとった。審査官として名を連ねているのは染色に詳しい官吏教授らと織物工場の工場長であった森山芳平(桐生)、川島織物の川島甚兵衛(京都)らなど、民間企業から審査に当る人間を選定しだした。これが、過去の博覧会と大きく異なる点である(表1)。

表1 審査官の氏名及び所属

氏名	所属	民間/ 官吏教授	役職
井上省三	農商務省	官	審査部長
山岡次郎	農商務省	官	審査官
平賀義美	農商務省	官	審査官
近藤徳太郎	京都府技師・京都織物 会社・川島織物	民	審査官
森山芳平	桐生織物工場工場長	民	審査官
川島甚兵衛	京都川島織物工場長	民	審査官
奥村武兵衛		民	審査官
一色楽太郎		民	審査官
慶徳豊七		民	審査官

共進会審査の製品に対する分類は「日用品」と「装飾品」との二種であった。日用の製品は、糸質が優れているか、組織は堅実か、晒白・染色または縞緋の精巧さ、尺量は用途に適しているか、廉価であるか、といった点が重視された。装飾品^{viii)}に関しては糸質・組織・晒染・尺量と外紋様配色が重視された。

これら全てのことをまとめ、織物製品の審査ポイントは原質の要点、製法の要点に適するものか否かを鑑別することが、本会審査官の最も着目注意すべきところ、との記述がある。

II-2 繭糸織物陶器漆器共進会の審査評語

実際の製品へ向けた審査評語について、二つの例を取り上げる。

伊勢崎太織ハ豆液ヲ以テ糸ノ織維ヲ固而メ後藍染ニス故ニ褐色ノ憂アリ又近頃ハ本糸ヲ用フルモノアリサレドモ箆目粗ナルガ故ニ整理ニ至テ粗笨ヲ免カレズ却テ奮ニ復シ玉糸ヲ用フルニ如カズ又夏物ノ需要廣キヲ以テ殊更染法ニ注意スルヲ要トス^{ix)}
 (『明治前期産業発達史資料第10集(2)』p28下線筆者)

この共進会では取り上げる事項もない製品や、一部粗雑な製品、発達が見込めないものなどはまとめて評語が載せられ、良品製品は特に名を挙げられ称賛され、有名であるが粗雑な製品へは注意を促す内容となっている。例に挙げた伊勢崎縞に関しては、下線を見てもわかるように染色への粗製乱造が多用されていた時代であったため、特に注意を促している。

下の評語は、これから発達が見込まれる製品に対しての一例である。

本県越後国岩船郡山辺里村ノ袴地ハ世ニ村上平ト称ス其糸質良ク又組織大ニ進歩ノ状ヲ見ハス審査官慶徳豊七日村上平ヲ見ルニ今一段勉勵セバ遂ニ仙台ノ上ニ出ツベシト²⁾

〔明治前期産業発達史資料第10集(2)〕
p 25下線筆者)

さらに、先述した地方官心得の、実用を主とする会であったことを示す一例として下記評語を例に挙げる。

(中略) 飯田新七²¹⁾が虎を畫ける八枚屏風は共に天鷲絨に友禅染を施したる者にして雅致風韻なきに非れとも或は適用少くして本会開設の趣旨に遠かざる所あるが如し²²⁾

〔明治前期産業発達史資料第10集(2)〕 p 23
下線筆者)

この共進会はいくまでも実用、国内需用・輸出を盛んにするものを出品するように、との趣旨で各地地方官へ向けた達しがあった。一方、飯田新七(現・高島屋)の出品する八枚屏風等は、中川(2010)²³⁾の研究によると後の各万博や内国博で「美術」と称される部門に属したもので、実用から離れた観賞用の織物製品となっている。そのため、繭糸織物陶漆器共進会では「本会開設の趣旨から少し離れている」、との評価が出たのであろう。

Ⅲ 審査基準の明確化

Ⅲ-1 繭糸織物陶漆器共進会審査を基に

Ⅱ-2で具体例を挙げた審査評語を基に、全製品が原質の要点・製法の要点の2項目に添って審査がなされていたのかを確認、集計したものが資料1～3である。作業を進めるうち、織物の詳細な分析が行われていたことを確認できた。資料1～3を概観し、言及された項目について単純集計し上位を挙げた(表2 集計結果)。

絹織物製品については組織が最も重視された製品評価で、次いで糸質、進歩、染色といった結果となっている。

木綿製品については組織、価格、染色、糸質

表2 集計結果

大分類	原質	製法			
		組織	晒白・染色または縞縞の精巧さ	尺畳(畳さ・皿さ)は用途に適しているか	価格
日用製品	糸質	組織	晒白・染色または縞縞の精巧さ	尺畳(畳さ・皿さ)は用途に適しているか	価格
装飾品	糸質	組織	晒染	尺畳	外紋様配色

実際の審査	絹織物製品	原質	製法			
		糸質(14)	組織(27)	進歩(13)	染色(12)	光沢・配色(7)
	木綿製品	原質	製法			
		糸質(12)	組織(29)	価格(21)	染色(13)	進歩(5)
麻および交織製品	原質	製法				
	糸質(7)	組織(16)	価格(8)	染色・配色・色合い(4)		

の順に注目点が置かれた結果となった。

麻および交織製品について、組織と価格が重視され、他は総じて少数にとどまっている。

三者の共通項目は、組織が第一に挙げられ、続いて染色・糸質・価格が同列の結果となった。価格は木綿と麻で重視された項目であり、糸質・染色は絹と木綿に対し重視されたことがわかる。

これらのことから、原質の要点・製法の要点という2項目に添って審査がおこなわれてきたことを確認できた。原質は糸質、製法は製織技術・染色技術・仕上げや加工、といった内容で検討していたことがわかる。なお、この審査基準は翌(明治19)年に行われた関西府県連合共進会にも引き継がれている。

III-2 明治16年水産博覧会の審査を基に

繭糸織物陶漆器共進会直前の明治16年に、繭糸織物陶器漆器共進会と同様に官が主体となって開催された水産博覧会^{xiv)}ではどのような主旨で審査がなされていたのか検討をおこなう。

まず、水産博覧会の審査規定そのものは存在したか、といった観点から史料^{xv)}を分析した結果、審査に関する要点は存在していたが、明確な規定項目が存在していたわけではなかった。具体的には、①物品の優劣を鑑別し、②業務の得失を計較し、③改良進歩の方法を示す、など、それまでの博覧会および共進会の目的・要点と変化のない内容が述べられている。加えて、審査報告員は例言として「第一区第一類と第二類で報告員が同様の意見を述べ、また異なった見解を持っている、それは審査の主眼はお互いに似ているが報告員の所見は同じとは限らないためである」と明記した。このことから、水産博覧会では明確な規定というものは存在せず、互いに似た見解で製品を評価していた、ということが出来る。繭糸織物陶漆器共進会では明確な規定の存在と製品を細かく検討した評語の存在を確認できたが、前年の水産博覧会ではこれらのもはなかったといえる。

IV 審査基準に変化が生じた背景

明治16年では細かく規定されていなかった基準が、なぜ明治18年では製品の細かな点にまで着目した審査がなされたのであろうか。それは、織組織の向上を促すための目的と、当時横行されていた染色に関する粗製濫造問題へ警鐘を鳴らすための目的と接続の関係にあると筆者は考える。そこで本項では上記二つについて事例を取り上げ、精査していく。

IV-1 織組織の向上を促すための変化

明治18年当時、織物の構成要素である組織については多くの製品に挙げられるほど重要な項目であった。織物は経緯の交差から成り、この交差の密度により重量や織そのものの質が変化。組織についての言及は道具である機の箴について述べられた一文により当時の国産製品の現状が明らかになっている。以下、抜粋する。

元来我邦の竹箴は用糸の細き割合に齒厚きか故に我織物には往々経に細隙を生ずるの憂あり是れ宜しく注意すべき事なり欧州の如く真鍮或は鋼鉄製を用いは此憂少かるべしと雖も我邦にては未だ之を製する者あらず
(『明治前期産業発達史資料第10集(2)』p8-9下線筆者)

上記文には、日本がこれまで使用してきた経糸の密度を決める竹箴について、用糸の割に齒(箴ひとつひとつの窓を仕切る竹串のようなもの)が厚いことが述べられている。この厚さが、組織に隙を生じさせる決定要因である。上文には、欧州の機(箴が真鍮製)と本邦(竹箴)との対比がなされており、鉄製の方は隙を生じさせることも少ない、と述べている。

図1～2はこの問題点を挙げられ、変化した製品の好例である。図1～2は新潟、山辺里地方で製織されてきた袴地、山辺里平(当時は村



図1 明治9年組織「明治九年機方萬帳」
村上郷土資料館蔵



図2 明治19年組織「明治十九年諸国御注文記」
村上郷土資料館蔵

*全て60倍で撮影

【資料器具】

デジタルカメラ Pentax Q7

マイクロスコープ PEAK 60倍レンズ

【撮影日】

平成25年8月13日-15日 村上郷土資料館

【撮影方法】

撮影については顕微鏡 PEAK と Pentax Q7 を組み合わせ、撮影をおこなった。

上平との呼称)の明治9年の製品と明治19年製造の製品を挙げたものである。

ここで二種を比較してもその差は歴然としている。明治19年には隙のない、より均一な組織となっている。

IV-2 染色の粗製濫造へ警鐘を鳴らすための変化

次に、染色について当時の問題点を挙げていく。

この共進会の直後に行われた講話会^{xvii)}において、当時染色の有識者であった山岡次郎^{xviii)}と平賀義美^{xviiii)}は、以下のように染色に関する問題点を挙げた。

1. 絹織物が総じて光沢を欠いていること、

特に黒染縞子が顕著であること(平賀)

2. 染色をおこなう直前の工程において、石鹼練がおこなわれ、十分にアルカリ成分がとれていないことでうまく染まらず、製品に柔軟性が生じていないこと(山岡)

3. 化学染料および助剤を使用した舎密染は色落ちしやすく糸質がよくないこと(山岡)

山岡は講話会(同書, p165)の中で、当時織物業者の中でよく使用されてきたアニリン染料について、旧来の日本の技術により染色をおこなっても褐色し、染業に熟知している学者でさえ、対処法は不明であるとし、「非常の困難を極めたり」と発言した。加えて、「西洋染学士」と称されていた人物らも、この粗製濫造の

明治期博覧会における審査基準の変化点

拡大に拍車をかけた。当時、西洋染・舎密染の学者と称し、持参した化学染料を使用すれば旧来の藍染より速く藍色に染まる、と振れ回る人間が各地で横行していた。各地の職工らは専門的な知識のない状態で化学染料を使用し、変退色、褐色した製品が市場に出回るといった事態が日本各地で起こっていた。

これらの問題点から、粗製濫造の製品をふるいにかけるため、より細かな編み目で製品を見ていくことが重要な課題となっていた。これが、審査基準の変化の一つの要因であると考えられる。先述の通り、明治18年より以前までは「出品した製品に対し」賞を与えていたが、粗製濫造が行われた製品にまで賞を付与してしまえば博覧会・共進会審査の信頼性が失われる。そのため、製品そのものの良し悪しを明瞭にするためにふるいにかける審査法ができたのであろう。

さらに、明治16年の事例からもわかる通り、審査基準が細かくなったのはどの審査官でも同じ目線で評価ができるようになされた配慮だったのではないだろうか。明治16年では「異なった見解を持っている審査官」が複数で評価していたが、明治18年では具体的な審査基準を設けることにより、審査の主眼が全ての審査官の間でおれることなく、第三者にも理解できる内容となる必要があったのではないだろうか。これらの配慮を基に、織物工場の工場長や実業界、古着商など民間から審査官が選定された。彼らが選定された背景には、細かな審査項目を正当に判断できることが大きな理由である。商売柄、様々な種類の織物製品を日々取り扱っていたため、審査官として適当と判断されたのだろう。

V 結 論

以上の見解を基に、本稿のまとめをおこなう。明治23年第三回内国博によって審査基準は変化したと従来言われてきたが、本稿により、明治23年に突如として変化したのではなく、明治18年の繭糸織物陶漆器共進会をスタートとして段階的に審査基準が変化した、ということがで

きる。

明治18年以前の博覧会および共進会では製品の全体的な印象を述べるにとどまり、具体的な評価はなされていなかった。明治18年の共進会で、初めて製品の特徴を細かく評価することとなったわけであるが、この評価法へ至った理由は、織組織に代表される技術のさらなる向上を促すためと、当時横行していた粗製濫造製品をふるいにかけるためであった。特に、粗製濫造については、製品をふるいにかける、良品と粗悪品の仕分けをおこなうことにより、博覧会によって「おすみつき」を与える製品が一定の品質を保ったものであることも社会へ明示していたのだろう。

これらの分析から、博覧会の審査は明治18年から段階的に変化した、ということができる。

今後の課題は、今回は検討をおこなわなかった糸質についてみていくこととする。明治18年の繭糸織物陶漆器共進会から具体的な審査観点が明示されたわけであるが、その中には糸質も含まれていた。糸質がこの観点に含まれたのは、富岡製糸所が関連しているように思われる。明治16年以降、富岡の製糸技術が各地に拡大され、原材料である糸の撚りや太さが全国で均一化されたことによって、初めて全ての織物製品が同じ土台で評価できるようになった。

この見解を基礎とし、今後、糸質と地方織物について論考をおこなうこととする。

本稿は平成25年度科学研究費補助金（奨励研究）研究課題番号25904011を使用して行った研究に一部基づいたものである。

【参考資料】

- 『明治前期産業発達史資料第10集(1)』（1964（昭和39）年9月、明治文献資料刊行会）
- 『明治前期産業発達史資料第10集(2)』（1964（昭和39）年9月、明治文献資料刊行会）
- 『明治前期産業発達史資料第10集(3)』（1964（昭和39）年9月、明治文献資料刊行会）

【明治前期産業発達史資料第9集(6)】(1965(昭和40)年9月, 明治文献資料刊行会)
【明治前期産業発達史資料第8集(5)】(1965(昭和40)年7月, 明治文献資料刊行会)
【明治前期産業発達史資料補巻(86)】(1972(昭和47)年12月, 明治文献資料刊行会)
西郷従道「第三回内国勸業博覧会延期及繭糸其他共進会開設之義上申」1883(明治16)年5月29日【公文録】1883年7月, 農商務省一, 2A-10-公3567
法令全書 明治十六年 地方官心得
【第五回内国勸業博覧会紀念染織鑑】(1905(明治38)年, 実用社)

【参考文献】

赤羽光「『第五回内国勸業博覧会紀念染織鑑』と第五回内国博覧会に関する一論考」【共立女子短期大学生活科学科紀要第56号】pp 33-44 (2013(平成25)年3月, 共立女子短期大学生活科学科)
赤羽光「山辺里織と明治期勸業博覧会—博覧会が山辺里織の発展に果たした役割—」【共立女子短期大学生活科学科紀要第55号】pp 59-76 (2012(平成24)年3月, 共立女子短期大学生活科学科)
赤羽光「山辺里織の研究—仙台平・五泉平との比較を通して—」【共立女子短期大学生活科学科紀要第54号】pp 15-30 (2011(平成23)年3月, 共立女子短期大学生活科学科)
中川麻子「美術染織—成立と構造—」(2010(平成22)年2月, 共立女子大学大学院学位(博士)論文)
伊藤真実子「明治日本と万国博覧会」(2008(平成20)年6月1日, 吉川弘文館)
佐藤信, 五味文彦, 高埜利彦, 烏海靖編「詳説日本史研究改訂版」(2008(平成20)年8月30日, 山川出版社)
橋野知子「制度的工業教育の歴史的役割: 明治期の高等工業学校・工業学校・農商務省と織物産地」【国民経済雑誌195(2)】pp 115-127 (2007

(平成19)年2月, 神戸大学)
國雄行「博覧会の時代 明治政府の博覧会政策」(2005(平成17)年5月, 岩田書院)
田村均「ファッションの社会経済史」(2004(平成16)年9月, 日本経済評論社)
亀田光三「桐生織物と森山芳平」(2001(平成13)年10月31日, みやま文庫)
清川雪彦「日本の経済発展と技術普及」(1995(平成7)年3月16日, 東洋経済新報社)
吉田光邦編「万国博覧会の研究」(1986(昭和61)年2月25日, 思文閣出版)
吉田光邦「万国博覧会 技術文明的に」(1970(昭和45)年1月20日第1刷, 日本放送出版協会)

【調査日】

平成25年8月13日—15日 村上郷土資料館

【謝辞】

市川泰弘
大場喜代司
大庭康裕
小田テル子
北野裕子
徳田誠志
野田明
伊勢崎織物同業組合
村上郷土資料館

【脚注】

- i) 一般に五品共進会と呼称されている
- ii) 共進会は出品製品を制限するという特徴を有し, 博覧会の規模を縮小させた会である。これが内国博との違いといわれている
- iii) 共進会の初見は明治4年に京都で, 以後毎年開催され, 明治10年以降に各地域において多くの開催事例が見られた。
- iv) 赤羽光「山辺里織と明治期勸業博覧会—博覧会が山辺里織の発展に果たした役割—」【共立女子短期大学生活科学科紀要第55号】pp 59-76

明治期博覧会における審査基準の変化点

(2012(平成24)年3月, 共立女子短期大学生生活科学科)

- v) 赤羽光「『第五回内国勸業博覧会記念染織鑑』と第五回内国博覧会に関する一論考」『共立女子短期大学生生活科学科紀要第56号』pp 33-44 (2013(平成25)年3月, 共立女子短期大学生生活科学科)
- vi) 赤羽光「山辺里織と明治期勸業博覧会一博覧会が山辺里織の発展に果たした役割―」『共立女子短期大学生生活科学科紀要第55号』pp 59-76 (2012(平成24)年3月, 共立女子短期大学生生活科学科)
- vii) 農工による生産品のうち, 今後最も需要の多い製品(衣食住に関連する品目)とりわけ輸出や内外需要に適した製品の重要性が一日もゆるがせにすべきではないものとして開催された。
- viii) 装飾品に関しては, 「糸質組織如何に精巧なるも紋様巧ならされは誰か須要の資材を擲購求するものあらんや」と, これまでの博覧会・共進会にはない美術的な概念も加わった留意点が記述されている。
- ix) 伊勢崎太織は豆液を使い糸の繊維を固め後藍染をおこなう故に褐色の心配あり。近頃は本糸を用いるものあるけれども箆目が粗く整理に至ってはたまかぞんざいである。奮二復シ玉糸を用いる如カズまた, 夏物の需要広いためことさら染法に注意を必要とする。
- x) 其糸質良く又組織大いに進歩の状をあらわす。審査官慶徳豊七いわく, 村上平を見るに今一段勉励すれば仙台の上に出れる, と。
当時はまだ村上平は有名な織物とは呼べず, 粗製品は出していないものの, 製品の改良を繰り返していた。当共進会が開催されるまで製織技術や染色に研究を重ねていた織物である。この村上平が飛躍的發展を遂げるのは明治20年代

からで, 明治10年代当時は發展期にさしかかる直前である。

- xi) 現高島屋
- xii) 飯田新七が出品した八枚屏風(天鷲絨友禪に虎)は趣があり風流であるが適用は少なく, 本会開設の趣旨から少し離れている
- xiii) 中川(2010)は, この翌年の明治19年, 京都において京都色染織物繡額共進会において「美術色染」と「美術織物」の出品分類が出現したことによって「美術染織」概念が創出されたと論じている。
これらのことから, 明治18年の繭糸織物陶器漆器共進会の審査は後の博覧会や共進会へ出品製品の部類等, 一定の方向性を示した共進会であったのではないだろうか。この問題は今後も検討を続けていく。
- xiv) 水産博覧会は繭糸織物陶器漆器とは主旨が異なるが, 官主体でおこなわれたという共通点から比較する必要があるため本稿では審査の方法についての比較をおこなった
- xv) 『明治前期産業発達史資料第9集(5)』水産博覧会第一区第一類出品審査報告
- xvi) 『明治前期産業発達史資料第10集(2)』p 149-185, 田村均『ファッションの社会経済史』(2004(平成16)年9月, 日本経済評論社) p 150-153
- xvii) 福井藩士, 明治4年福井藩留学生として米国留学。化学・染色法を修める。帰国後帝国大学教授。後に農商務省四等技師となる。
- xviii) 福岡出身, 英国にて染色術を修める。明治14年帰国後, 東京職工学校, 東京大学教授。後に農商務省技師となる。

資料2 第二類綿

素材	類	郡市官	生産地・者	製品名称	質牌	組織	色合	紋様	選擇 (底織)	進歩	糸質	染色	配色	改良	価格	実用	糸組	堅牢 (強さ)	晒白	毛立	ページ 番号			
綿	第二類		京都	新栄八郎兵衛	紺小倉縷	三等質	○	○														44		
			河津野兵衛	紺段通		△		△																
			大阪	藤本荘太郎	紺段通		○			○				●			○	●						
			藤本荘太郎	紺段通		○																		
			三谷マサノ	紺段通		○	○																	
			百川小七郎	大和紺	伯仲の仲	○							○											
			植田重次郎	大和紺		○							○											45
			神塚川	多摩郡	木綿						●													
			二子木綿																					
			兵庫		絹木綿「フ ランネル」 縷「フ ラン ネル」		●							○										
埼玉	所沢	縷物							○															
所沢	木綿縷 (村山縷 を移せし もの)											●		○										
笠楯	縷工								○															
飯能	熊子																							
飯能	熊子縷																							
飯能	熊子縷																							
飯能	熊子縷																							
千葉	海上郡	熊子縷				●										●						47		
茨城	結城町	結城木綿																						
結城町	鈴木新平					○										○	○							
栃木	足利・安野	木綿縷				●						●			○							48		
須永貞兵衛	熊子縷					○						○	○											
真岡	真岡木綿 (水垣木 綿・晒木 綿)																							
三重	松坂田又右衛門	霞縷木綿				○										○	○					49		
愛知	碧海郡	白木綿				○										●						50		
滋賀	高島市					○													○					
岐阜	笠原中曾兵衛					○						○										51		
石川	興産社	木綿縷				○			●			○												
富山		木綿				○										●						51		
鳥取		豊州木綿 (白木綿)				○											○					52		
鳥取	門前五郎	紺段通				○		○							○									
広島		木綿縷																						
安藝郡	高久	白木綿				○														○		52		
保原三郎	白木綿					○																		
山口		白木綿				○																53		
						○							○											

明治期博覧会における審査基準の変化点

資料2 第二類綿

素材	類	審査官	生産地・者	製品名称	賞牌	組織	色合	紋様	模様 (図記)	進歩	糸質	染色	配色	改良	価格	実用	糸組	堅牢 (耐久)	晒白	毛立	ページ 番号
			和歌山																		53
			平松芳次郎	綿	二等賞	○														○	
			坂井儀兵衛	フランネル	三等賞																
			竹山松精		四等賞															△	
			平松芳次郎	白木綿地に絹の牡丹花									○		●						54
			平松芳次郎	亀甲花形の綾物				●													
			徳島																		55
			坂東経澄	小倉綿		○						○				○			●		
				織田即阿波綿							○					○					
			高知																		56
				白木綿		●															
				桐餅		●															
			愛媛																		57
			小玉穂八郎	伊予餅			○					○				●					
			長坂忠平	伊予餅		○			○			○									
			福岡																		
			久留米	絹木綿								○	○			○					
			千年社	小絹								○	○			△					
			赤松社	小絹																	
				復多紋		○						○	○								58
			佐賀																		59
			厚生会社	綿段通		△		△			△					●					
			熊本																		59
			力食社	十字餅		○						○				○					
			鹿児島																		60
				薩摩餅																	
			森岡スミ	製積餅												○					
			佐久間タカノ																		
			沖縄													●					61

- …普通以上～高評価
- △ …可もなく不可もなくといった製品への評価
- …普通以下～低評

	組織	色合	紋様	模様 (図記)	進歩	糸質	染色	配色	改良	価格	実用	糸組	堅牢 (耐久)	晒白	毛立
○	22	3	1	2	5	11	11	2	1	11	3	1	1	1	1
△	2	0	2	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
●	5	0	1	2	0	0	2	1	0	9	1	0	1	0	0
総計	29	3	4	4	5	12	13	3	1	21	4	1	2	1	2

